

# 第1章 事業概要

## 1 調査研究の背景と目的

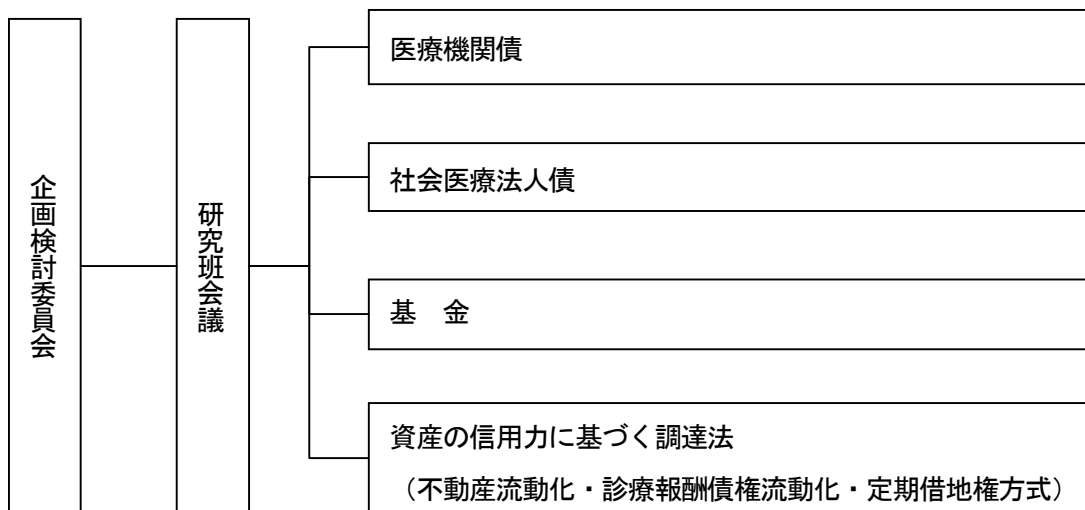
従来、医療機関の資金調達といえば、福祉医療機構や銀行からの借入が主体であったが、2004年2月に医療機関債(地域医療振興債)の発行が始まり、直接金融の道が開き始めた。厚生労働省は2004年10月に医療機関債発行のガイドラインを公表、2006年6月には医療法改正により、社会医療法人が認められ、社会医療法人であれば、社会医療法人債という金融商品取引法上の有価証券の発行が可能となった。

また、こうした一連の債券発行の動きとは別に、金融界の金融技術の進歩、法規の改正などから、従来になかった金融手法が医療機関にも提示されるようになってきた。たとえば、診療報酬債権の流動化、不動産の流動化など、資産の信用力に基づく資金調達法である。

本調査は、こうした新しい資金調達法について、その調達手段がどのようなものであるのか、実態を調査したうえで、その長所、短所、必要な手続方法および課題などを整理し、医療機関の理解に役立つ情報提供を行うこととする。これにより、医療機関が的確な資金調達方法を選択できるようになり、もって、健全な経営安定化に寄与することが本調査の目的である。

## 2 事業実施体制

本事業の実施にあたり、企画検討委員会と研究会議を設け、研究班はつぎの4つの分野に分けて調査研究を行った。



企画検討委員会は、事業全体の方針の決定を行い、研究の進め方、調査手法、対象などにかかる指導、助言、情報提供を行った。